



計画の推進体制

1 計画の普及啓発

地域住民をはじめ、関係団体等に対して地域福祉の推進に向けた意識の高揚を図るため、市ホームページによる普及啓発に取り組むとともに、「広報いわくに」や概要版の配布など様々な媒体を用いて、計画についての情報発信を行います。

2 みんなで計画を推進するために

本計画の基本理念である「だれもが住み慣れた地域で共に生き生きと暮らせるまちづくり」を達成するためには、市民一人ひとりが地域福祉を推進する主体となることが重要です。

また、個々の力だけでは解決が難しい課題に対しては、地域で暮らす人が協力し合うことで地域福祉を推進することが期待されます。地域で課題を共有することは、地域住民の主体的な活動への参画や行動意識の醸成など、地域の支え合い、助け合い活動の促進につながります。

さらに、市は市民や地域福祉活動団体などが行っている取組について、行政機関としての支援や連携等を進めることで地域福祉を推進し、地域共生社会の実現に向けて、市民・地域・市が協働して地域福祉の活動の輪を広げていきます。

3 計画の達成状況の点検・評価

地域福祉の取組の着実な推進にあたっては、福祉の担当部署のみならず、多くの庁内関係部署が関わることから、相互に連携を図りながら各事業における進捗状況の把握や取組に対する評価を行います。

計画の進捗状況や達成度等については中間評価を行い、岩国市地域福祉計画策定等検討会にその結果を報告し、計画のより効果的な推進に役立てていきます。また、計画期間の途中であっても、社会情勢の変化や国の福祉施策の動向に応じて、計画の見直しが必要な場合には所要の改定を行うこととします。

なお、計画最終年度には取組の進捗状況に加え、計画全体の最終評価を行い、次期計画に反映することとします。

